○財務省告示第二百十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　豚肉等　二十万八千二百十九トン

二　生きている豚及び豚肉等　二十万八千二百三十七トン

○財務省告示第二百十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　生鮮等牛肉　三万千四百七十トン

二　冷凍牛肉　四万九千八百五十三トン

○厚生労働省告示第二百六十号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年八月一日から適用する。

平成二十九年七月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～七十七　（略） 七十八　シクロホスファミド静脈内投与及び自家末梢血幹細胞移植術の併用療法（全身性強皮症（ステロイド又は少なくとも一種類のステロイド以外の免疫抑制剤に抵抗性を有するものに限る。）	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一～七十七　（略） （新設）

平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

○財務省告示第二百十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項に規定する冷凍牛肉について、平成二十九年度の初日から平成二十九年六月三十日までの輸入数量及び協定対象外輸入数量が、同項第一号に規定する第一号に係る輸入基準数量及び第一号に係る協定対象外輸入基準数量をそれぞれ超えることとなったので、同条第三項の規定に基づき、同条第一項第一号に規定する第一号に係る発動日を次のように告示する。

平成二十九年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年八月一日

○経済産業省告示第百八十二号

第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程

（目的）

第一条　この規程は、将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野における専門性の獲得や能力の転換の促進、及び様々な専門性を活用して事業を創出・運営・管理等する能力の獲得により社会人のキャリア形成を図り、企業・産業の競争力強化につながるとともに、専門的かつ実践的な能力を育成する教育訓練を経済産業大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とする。

（認定）

第二条　経済産業大臣は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる教育訓練を、第四次産業革命スキル習得講座として認定することができる。

一　前条の目的に適合し、かつ、次のいずれかの分野に該当すること。

イ　情報処理の知識及び技術に関するもの

ロ　情報処理の知識及び技術の他の分野への活用に関するもの

二　対象とする職業の種類及び身に付けることができる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。

三　対象とする職業に応じ、前号の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を習得させる教育訓練であること。

四　実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業が、教育訓練の一定割合以上を占めていること。

五　審査、試験その他の適切な方法により教育訓練の成果に係る評価を行っていること。

六　前号の評価により、教育訓練を修了したと認められる受講者に対して、修了証を交付すること。

七　授業の内容や受講者の利便等を勘案し、授業を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。

八　教育訓練を実施する者が当該教育訓練の評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

九　当該教育訓練を実施する者が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められること。

イ　法人格を有すること。

ロ　当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有すること。

ハ　当該教育訓練を適切に実施するための組織及び設備等を有すること。

ニ　次のいずれにも該当しない者であること。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

(2)　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

(3)　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

(4)　破産者で復権を得ない者

(5)　役員のうちに(1)から(4)までのいずれかに該当する者がある者

(6)　(1)から(5)までに掲げる者のほか、教育訓練を実施させることが不適当であると認められる者

（変更等の届出）

第三条　前条の規定による認定を受けた教育訓練を実施する者は、当該教育訓練の変更（軽微な変更を除く。）又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（実施状況の報告等）

第四条　経済産業大臣は、第二条の規定による認定を受けた教育訓練を実施する者に対し、当該教育訓練の実施状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。